

(議長)

日程第19、議案第5号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第5号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修及び国民健康保険制度改正に伴う国民健康保険システム改修の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ237万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億740万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案の63頁をお開きください。予算構成表でご説明致します。

二本の事業執行についての補正でございます。一つ目は社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修事業でございます。具体的内容は、議案第4号で説明致しました、社会保障・税番号制度に係るシステム改修と同様でございます。補正額は72万円、財源は全額一般会計繰入金でございます。

二つ目は、国民健康保険制度改正に伴う国民健康保険システム改修事業でございます。具体的内容は、平成30年度の国保制度改革に向けた広域保険者となる北海道に対する納付金等算定、算定標準システムとの情報連携システムの改修に係る経費でございます。補正額は165万3千円、財源は国庫補助金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第6号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る後期高齢者医療システム改

修の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ35万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,197万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、議案第4号でご説明致しました、社会保障・税番号制度に係るシステム改修と同様でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第7号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ97万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,219万1千円とするものでございます。

併せまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書85頁をご覧ください。社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修につきましては、議案第4号で説明させて頂きましたので、説明は省略し、債務負担行為について補足説明させて頂きます。

議案書の91頁をご覧ください。第2表、債務負担行為(保険事業勘定)でご説明致します。事項は、地域包括支援センターシステム機器リースでございます。期間は平成29年度から33年度、限度額は109万1千円で、財源はその他特定財源で一般会計繰入金でございます。内容は、介護予防支援と地域支援事業に係るシステム運用に必要な機器リースに係る経費でございます。以上で説明を終わります。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、発議第8号、議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第23、議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第24、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、を一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について並びに議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、でございます。

以上の3議案につきましては、いずれも、組合を構成する団体の中に脱退する団体が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、組織する全団体との協議が必要となったため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは補足説明をさせていただきます。議案書では99頁から106頁、資料集では58頁から最終64頁までとなっております、資料ナンバーにつきましては8から10番となっております。

この度議案として、提案致しました三つの組合規約の一部変更につきましては、関係地方公共団体の協議が必要となる案件でございますことから、提案をさせていただきました。組合規約の変更内容についてですが、議案第8号から第10号に共通して、北空知学校給食組合が平成27年11月30日に解散・脱退したことにより、削除するという内容のものでございます。

また、議案第9号の北海道市町村職員退職手当組合につきましては、一部表現の変更と別表の整理を行ったという内容になっているところでございます。以上です。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、を一括して採決致します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第25、議案第11号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第11号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、でございます。

サケ種苗生産施設改修事業及び江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業並びに江差港北埠頭・新北埠頭フェリー係船用施設整備工事に伴う事業実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。